



令和4年3月23日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

豊川市では令和4年4月1日から

内部統制制度を導入します

1. 趣旨

地方公共団体における内部統制制度とは、行政サービスを提供する上での事務上のリスクを事前に分類及び評価し、その対策を講じることで事務の適正な執行を確保することを指します。本市では、これまでも各種手続きにおいて事務の適正な執行に努めてきましたが、令和4年4月1日より地方自治法に基づく地方公共団体の内部統制制度を導入し、同日で公表する豊川市内部統制基本方針に基づき、市民の皆様から信頼される行政運営を行ってまいります。

2. 目的

内部統制を行う目的は、主に以下の4点です。

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
- (4) 資産の保全

3. 対象とする事務

財務に関する事務

4. 内部統制の運用方法

- (1) 事前に想定しうるリスクを洗い出したリスク管理シートを用いて、予防策や対応策の共有を行います。
- (2) 整備、運用状況及び改善措置状況を毎年度末に作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員が審査します。
- (3) 監査委員の意見を付けて決算期の議会（9月）へ提出します。
- (4) 市ホームページで内部統制評価報告書を公表します。

5. 体制の見直し

本市の内部統制の組織的な取組みの方向性については、取組みの進捗状況や、法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討します。

【お問合せ先】

豊川市役所 行政課 山口・大高

TEL:0533-89-2123 Eメール: gyosei@city.toyokawa.lg.jp